

## 多賀町農業者大型特殊免許等取得補助金交付要綱

### (目的)

第1条 町長は、本町の農業者の高齢化や担い手が不足している現状を鑑み新規就農または農作業の効率化等のため大型特殊免許等農業機械の免許取得に要する費用に対して、予算の範囲内において多賀町農業者大型特殊免許等取得補助金を交付するものとし、その交付については、多賀町補助金等交付規則（昭和63年多賀町規則第12号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (補助対象者)

第2条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、町内に住所を有している者で次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 普通免許を取得していること。
- (2) 補助の対象となる免許を取得していない者
- (3) 町税等を滞納していない者
- (4) 主たる農業従事地域の農業法人または農業組合から推薦を受け地域の農業を担っていくと見込まれる者

### (補助対象経費および補助金額)

第3条 補助の対象となる経費は、次のいずれかに該当する農業機械の運転にかかる免許取得にかかる経費とする。

- (1) 大型特殊免許
- (2) けん引免許

2 補助金の額は、前項に規定する経費に2分の1を乗じた額とし、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

3 補助金の交付限度額は、前項の規定にかかわらず25,000円とする。

### (交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、多賀町農業者大型特殊免許等取得補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 申請の内容および経費が分かる書類
- (2) 運転免許証の写し
- (3) 多賀町農業者大型特殊免許等取得補助金申請に係る推薦書（別記様式第2号）

### (申請事項の変更および承認)

第5条 規則第6条による決定の通知を受けた補助対象者（以下「交付決定者」という。）は、申請事項について変更が生じた場合は、多賀町農業者大型特殊免許等取得補助金変更交付申請書（別記様式第3号）に変更内容が分かる書類を添えて町長に提出し、その承認を受けなければならない。

### (実績報告)

第6条 交付決定者は、交付決定のあった日の属する年度の3月末日までに多賀町農業者大型特殊免許等取得補助金実績報告書（別記様式第4号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 領収書の写し

(2) 農業機械にかかる運転免許取得後の運転免許証の写し

(補助金の請求)

第7条 規則第13条の規定による通知を受けた交付決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、多賀町農業者大型特殊免許等取得補助金交付請求書（別記様式第5号）を町長に提出しなければならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。